

農林水産省設置法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

(新旧対照条文一覧)

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	1
農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)	3
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)	4
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)	5

改正案	現行
<p>第五節 地方支分部局</p> <p>（地方農政局の地域センター）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の地域センターを置く。</p> <p>2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四</p>	<p>第五節 地方支分部局</p> <p>（地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く。</p> <p>2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。</p> <p>5 地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四</p>

号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三（略）

2・3（略）

（北海道農政事務所の地域センター）

第二十二条 北海道農政事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の地域センターを置く。

2 北海道農政事務所の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

号、第二十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の規定による交付金の交付に係るものに限る。）、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）
、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二・三（略）

2・3（略）

（北海道農政事務所の統計・情報センター）

第二十二条 農林水産大臣は、北海道農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。

2 北海道農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

改 正 案	現 行
<p>（照会）</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>地方農政局長、北海道農政事務所長、地方農政局又は北海道農政事務所</u>の地域センターの長<u>その他の政令で定める行政機関</u>に照会することができる。この場合において、<u>当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（照会）</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長</u>その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、<u>当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の規定により地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に委任することができる。</p>	<p>（都道府県が処理する事務等） 第五十三条（略） 2（略） 3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例）</p> <p>第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。</p> <p>一 地方農政局の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。</p> <p>二 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例）</p> <p>第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。</p> <p>一 地方農政局又は地方農政事務所^{（傍線）}の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。</p> <p>二 （略）</p>